

別紙

賃貸借競争入札心得

(総則)

第1条 芽室町が発注する賃貸借の入札に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しなければなりません。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は必要ありません。

2 入札参加者は、前項ただし書きにおいて、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、入札保証保険証券を提出しなければなりません。

3 入札参加者は、入札保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出しなければなりません。

4 入札参加者は、第1項の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければなりません。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の入札参加者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えに還付します。

(入札等)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書のうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示された日時までに、入札箱に投入又は提出してください。

2 郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵送により行うときは、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し書留郵便、親展により提出しなければなりません。

3 前項の入札書は、入札日の前日までに到着しないものは無効となります。

す。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出させなければなりません。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至までは、入札を辞退することができます。

2 前項により入札を辞退するときは、その旨を明記した書面を提出しなければなりません。入札執行中にあるときは、口頭により申し出ることができます。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行つてはなりません。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札

(4) 入札書に記名押印がない入札

(5) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(6) 入札書の記載金額、その他入札要件が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合によると認められる入札

(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札
(再度入札)

第8条 開札の結果、落札に至らない場合は直ちに再度の入札を行います。
(落札者の決定)

第9条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

3 開札の結果、落札者となるべき者の入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき又は、その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、落札者としません。

4 前項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としません。
(積算内訳書の提出)

第10条 町長は、必要に応じ積算内訳書の提出を求められます。

2 前項により提出を求められた者は、速やかに積算内訳書を提出しなければなりません。

(契約の締結)

第11条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、町長が作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から5日以内に町長に提出しなければなりません。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札はその効力を失います。

(入札保証金等の帰属)

第12条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、町に帰属

します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、損害賠償金を納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第 13 条 落札者は、契約書案の提出と同時に契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は必要ありません。

2 落札者は、前項ただし書きにおいて、契約保証金の納付を免除された理由が、町を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるものであるとき、又は保険会社と公共工事履行保証契約を締結した保険証書又は保険証券を提出しなければなりません。

3 落札者は、契約保証金に代える担保として、定期預金債券を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出しなければなりません。

4 落札者は、第 1 項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければなりません。

(入札保証金等の振替え)

第 14 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又は、それに代わる担保を契約保証金又は、それに代わる担保の一部に振り替えることができます。

(異議の申立)

第 15 条 入札参加者は、入札後においてこの心得、仕様書、図面、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。